

# 「障害者トライアル雇用奨励金」のご案内

「障害者トライアル雇用」は、障害者を原則3か月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、継続雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができるため、障害者雇用への不安を解消することができます。この制度の利用に当たっては、「障害者トライアル雇用奨励金」を受けることができます。事業主の皆さまには、「障害者トライアル雇用」を積極的に活用していただくようお願いします。

また、職業紹介事業者から障害者トライアル雇用の紹介を受けた場合も奨励金の支給対象となります。

## 奨励金の支給額

**対象者1人当たり、月額最大4万円（最長3か月間）※精神障害者を初めて雇用する場合※<sup>1</sup>は月額最大8万円**

事前に障害者トライアル雇用求人（ハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者※<sup>2</sup>）に提出し、これらの紹介によって、対象者を原則3か月（精神障害者は最大12か月。ただし、奨励金の支給対象期間は最長3か月間）の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、奨励金を受けることができます。

※<sup>1</sup> 支給対象者の雇入れの前日から過去3年間に、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限り）を常時雇用する労働者として雇用したことがない場合（ただし、過去に、障害者トライアル雇用労働者1人につき月額最大8万円の支給を受けた場合（当該支給の対象となる雇入れの日から3年を経過した場合を除く）を除く）

※<sup>2</sup> 障害者トライアル雇用奨励金の取扱いを行うに当たって、雇用関係給付金の取扱いについて同意書を労働局に提出している職業紹介事業者

## 「障害者トライアル雇用」の対象となる方は？

「障害者の雇用の促進等に関する法律 第2条第1号」に規定する障害者に**該当する方**（障害の原因や種類は問いません）で、**次のいずれかの要件を満たし**、紹介日に障害者トライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 紹介日時点で、就労※<sup>1</sup>経験のない職業※<sup>2</sup>に就くことを希望している
- ② 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ③ 紹介日の前日時点で、離職している期間※<sup>3</sup>が6か月を超えている
- ④ 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者

※<sup>1</sup> パート・アルバイトなどを含む。ただし、学校在学中のパート・アルバイトなどは除く

※<sup>2</sup> 「厚生労働省編職業分類」の小分類の職業の単位

※<sup>3</sup> パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

紹介日時点で、次に該当する方は**障害者トライアル雇用の対象者にはなりません**。

- ・継続雇用されている人（重度身体障害者・重度知的障害者や45歳以上の身体障害者・知的障害者、精神障害者は対象となります）
- ・自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人で、1週間当たりの実働時間が30時間以上の人
- ・学校に在籍中で卒業していない人（卒業年度の1月1日以降も卒業後の就職の内定がない人は対象となります）
- ・他の事業所で障害者トライアル雇用期間中の人

## Q 短時間であれば働ける障害者を試行的に雇用する場合には？

**A** 精神障害者や発達障害者で、1週間に20時間以上の就業時間での勤務が難しい人を雇用する場合に、短時間（10～20時間）の試行雇用から開始し、障害者の職場への適応状況や体調などに応じてトライアル雇用期間中に20時間以上の就労を目指す「障害者短時間トライアル雇用」制度もあります。

◆奨励金の支給額は、1人当たり、**月額最大2万円（最長12か月間）**

◆「障害者短時間トライアル雇用」専用求人への提出が必要です。

詳しくは都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。

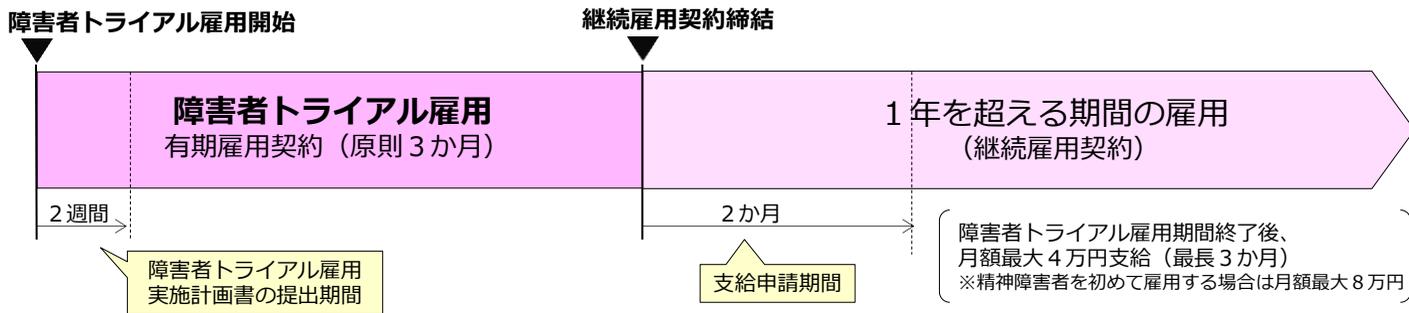
## <ご注意>

- ◆求人数を超えた障害者トライアル雇用は実施できません。
- ◆障害者トライアル雇用対象者の選考は、書類ではなく面接で行うようにしてください。
- ◆障害者トライアル雇用求人への選考中の人数が求人数の5倍を超える場合は、それ以降の障害者トライアル雇用としての紹介は行いません。例えば、求人1人に対し、障害者トライアル雇用の選考中の人5人達した場合は、6人目は障害者トライアル雇用としての紹介は行いません。
- ◆派遣労働者を募集する求人を「障害者トライアル雇用求人」とすることはできません。



# 「障害者トライアル雇用」のイメージ

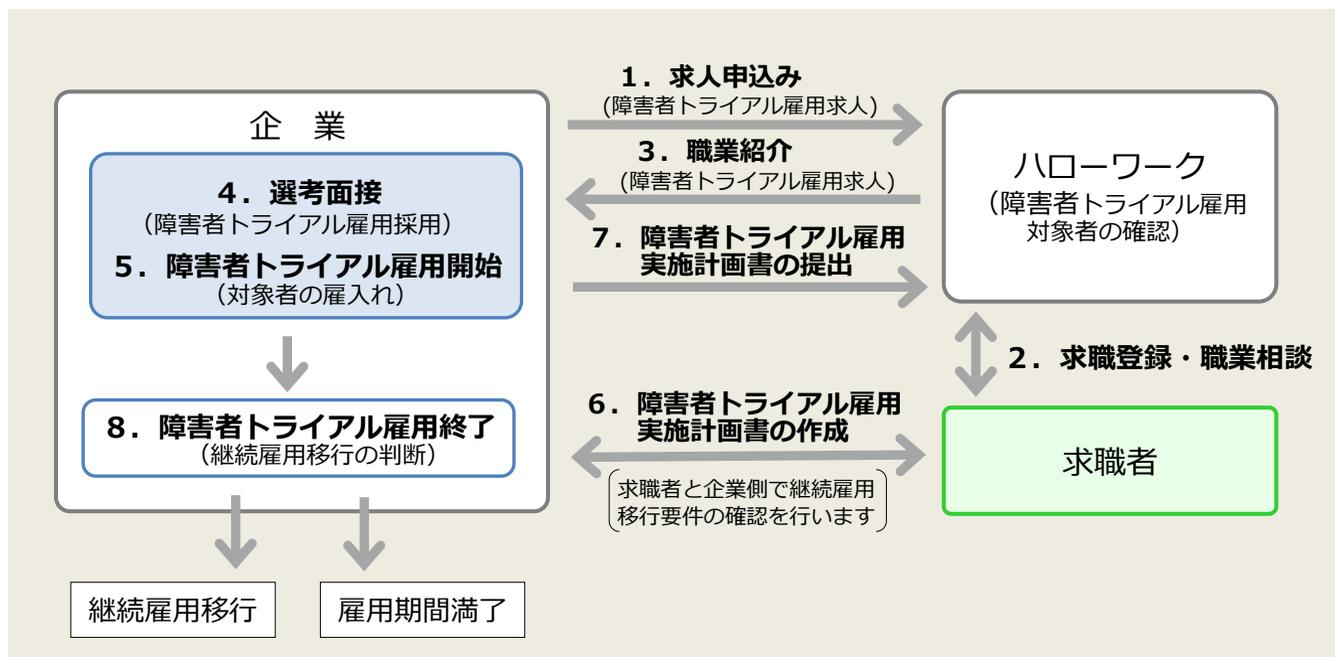
ハローワークから紹介を受けた場合



- ※障害者トライアル雇用開始日から2週間以内に、対象者を紹介したハローワークに実施計画書を提出してください。
- ※実施計画書を提出する際は、雇用契約書など労働条件が確認できる書類を添付してください。
- ※奨励金を受給するためには、障害者トライアル雇用終了日の翌日から起算して2か月以内に、事業所を管轄するハローワークまたは労働局に支給申請書を提出する必要があります。申請期限を過ぎると奨励金を受給できなくなりますので、ご注意ください。
- ※障害者トライアル雇用の途中で継続雇用へ移行した場合や自己都合で離職した場合は、支給申請期間も変わりますので、速やかに対象者を紹介したハローワークへ連絡してください。

# 「障害者トライアル雇用」の仕組み

ハローワークから紹介を受けた場合



<ご注意> 次に該当する事業主など支給対象にならない場合もありますので、ご注意ください。

1	基準期間（障害者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日から障害者トライアル雇用期間を終了する日までの期間をいう）に、障害者トライアル雇用を行う事業所において、雇用保険被保険者を事業主都合で離職させたことがある場合
2	基準期間に障害者トライアル雇用を行う事業所において、特定受給資格者となる離職理由のうち、「雇用保険被保険者離職票」の離職区分コードの1 Aまたは3 Aの理由によって離職した人の数を事業所全体の雇用保険被保険者数で割った割合が、6%を超えていた場合（この離職者数が3人以下の場合を除く）
3	高齢者雇用確保措置をとっていなかったために、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条第2項」に基づく勧告を受けた後、支給申請日までにその是正がなされていない場合
4	障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業（A型）を行う事業所である場合（対象労働者を職員などの施設利用者以外の人として雇い入れる場合を除く）
5	障害者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間に、障害者トライアル雇用を行った事業所において、障害者トライアル雇用を実施した後に継続雇用する労働者として雇用されなかった障害者（障害者本人の都合による離職や本人の責めに帰すべき解雇等は除く）の数が障害者トライアル雇用結果報告書兼障害者トライアル雇用奨励金支給申請書が提出されていない人の数を加えた数が3人を超え、継続雇用する労働者として雇用された数を上回っている場合

この他にも支給要件があります。詳しくは、都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。